

熊本県精神科病院協同組合あかねクリーン職員行動指針

平成30年2月23日制定

熊本県精神科病院協同組合あかねクリーン（以下、「あかねクリーン」という）は、「倫理綱領（平成30年1月23日制定）」のもと、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「職員行動の指針」を定め、事業所内外に示します。

あかねクリーンのすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、特に、管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1. 【社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底】

職員は、関係法令、あかねクリーンの定めた諸規程はもとより、「倫理綱領」や社会的ルールを遵守します。

2. 【環境保全・安全衛生の推進】

職員は、従業員や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3. 【社会貢献の推進】

職員は、地域や社会に根ざした事業所であるために、社会貢献活動を行います。

4. 【プライバシーの保護】

職員は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

5. 【個人情報の保護と管理】

職員は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

6. 【公正・公平な取引の推進】

職員は、公正且つ公平で健全な業務運営と取引を行います。

7. 【行政機関等との関係】

職員は、自立した事業所として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

8. 【説明責任（アカウンタビリティ）の徹底】

職員は、従業員やその家族・後見人等の希望する情報提供の依頼について、適切に説明する努力や工夫を行います。

また、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

9. 【危機管理（リスクマネジメント）の徹底】

職員は、「リスクマネジメント指針」に基づき、常に安全性に配慮した業務運営やサービスの提供並びに事業所内外の事故防止に努めます。

以上